

非開示希望情報の管理について

秋田家庭裁判所

1 非開示希望申出について

裁判所に提出した申立書や資料といった書面は、調停の相手方等が見たり、コピーしたりすることがあります。

調停の相手方等に知られることで、あなたやお子さんなどが社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあるなど、非開示とすべき具体的な理由があるため、調停の相手方等に開示しないことを希望する情報（非開示希望情報）がある場合、裁判所に書類を提出する際には、書類に非開示希望情報が表れないように、ご自分で責任をもって情報を管理していただく必要があります。

別添の「非開示希望情報確認シート（申立人用）」の各項目をよく確認していただき、非開示希望の有無にかかわらず、「（裁判所提出用）」の末尾の欄に署名した上で、（申立書と一緒に 第1回期日までに）裁判所に提出してください。

なお、単に、相手方に知られたくない、隠したいという理由でマスキング（黒塗り等）したり、非開示希望の申出をすることは、話し合いの手続を円滑に進める上で妨げになる場合もあります。本当に、相手方に知られては困る情報なのかどうかを熟考したうえで、手続をお取りください。

2 当事者間秘匿制度について

相手方に住所、居所、勤務先、本籍などが知られることで、社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合（相手からDVを受けている等）には、秘匿決定の申立てをすることも可能です。

秘匿決定の申立てをする場合には、疎明資料の提出や手数料の納付が必要になります。また、裁判官の判断によっては、申立てが認められない場合もあります。

手続の詳細については、別途、家庭裁判所にご相談ください。

*** 参考：非開示希望申出と当事者間秘匿制度（Q & A）**

非開示希望情報確認シート（申立人用）

相手方等に知られては困る内容（情報）は、ご自身で責任をもって管理していただく必要があります。

以下のア～コの項目には、裁判所に書類を提出する際の基本的な注意事項を記載しておりますので、各項目を確認してください。また、別添の「（裁判所提出用）」については、末尾の欄に署名した上で、（口申立書と一緒に）裁判所に提出してください。

※ ご不明な点は、担当書記官に確認してください。

1 申立て時に提出する「申立書」、「事情説明書」及び「送達場所等の届出書」関係

ア	「申立書」に、相手方等に知られては困る住所（以下、「非開示希望の住所」と言います。）を記載していないこと * 申立書写しは、相手方にそのまま送付されます。
イ	申立書提出時に添付する「事情説明書」に、相手方等に知られては困る内容（情報）（以下、「非開示希望情報」と言います。）を記載していないこと * 事情説明書は、下記オ-2の非開示希望の申出の対象としません。
ウ	「送達場所等の届出書」には、できるだけ非開示希望の住所以外の場所を記載すること * やむを得ず非開示希望の場所（住所）を記載する場合には、必ず、「送達場所等の届出書」下欄の「非開示希望の申出」欄に記載してください。

2 上記1以外の書面（主張書面、資料など）関係

エ	裁判所に提出した書面は、相手方等に開示される可能性があること * 提出書面には、不用意に非開示希望情報を記載しないように注意してください。
オ-1	提出する書面に非開示希望情報の記載がある場合は、その情報について、マスキング（黒塗り）すること * 例えば、「源泉徴収票」を提出する場合に、相手方等に見られたくない「勤務先」の記載がある場合などです。 * マスキング（黒塗り）の仕方については、別添の「マスキングの仕方について」を参考にしてください。
オ-2	提出する書面に記載されている非開示希望情報に、 ・マスキング（黒塗り）することが困難 ・そのものを裁判所に提出する必要がある 場合には、非開示希望情報が記載された書面ごとに、「非開示希望の申出書」に必要事項を記入し、この申出書の後に非開示希望情報が記載された書面をステープラー（ホチキス）で付けて、一体として提出すること * 書面の一部を非開示希望とする場合は、該当部分をマーカーなどで特定してください。 * 「非開示希望の申出書」は裁判所の窓口ないしウェブサイトですべて入手できます。 * マスキング（黒塗り）の仕方については、オ-1と同様です。

カ	非開示希望の申出書を添付して書面を提出した場合でも、裁判官の判断により、必ずしも希望どおりに非開示になるとは限らないこと * 収入を示す資料（給与明細書、源泉徴収票など）中の収入額そのものなど、相手方等にとっても合意形成する上での判断資料となる情報は、原則として非開示の対象になりません。
キ	非開示希望情報についての推知情報（非開示希望情報を予測されてしまう情報のことです。）に気を付け、推知情報が提出する書面に表れている場合にも、上記オ-1、2の処理を行うといった自己管理の必要があること * 「推知情報」について、例えば、非開示希望情報が「住所」の場合には、子どもが通学している学校名、近隣の施設名、地域特有の行事名などが考えられます。
ク	上記オ-1、2のとおり、マスキング（黒塗り）がない書面、非開示希望の申出書が添付されていない書面については、非開示希望情報ないし推知情報は記載されていない書面として取り扱われることになり、相手方等からの申請があれば、相手方等に見られたり、コピーを取られたりする場合があること
ケ	別表第二調停事件（養育費請求、婚姻費用分担金請求など）について、「調停」段階で非開示扱い（相手方等に開示しない。）とした場合でも、「審判」に移行した後は、調停段階で提出した書面も含めて、相手方等からの申請があれば、すべて開示される場合があること * 非開示希望情報が審判の相手方等に知られることで、あなたやお子さんなどが「社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあるなど非開示とすべき具体的理由」があることについて、別途、資料の提出をしていただく場合があります。

3 個人番号（マイナンバー）に関する注意について

コ	提出する書類に、個人番号（マイナンバー）の記載がないこと * マイナンバーが記載されたままでは提出できませんので、非開示希望の有無に関わらず、必ずマスキング（黒塗り）してください。 * 住民票写し、確定申告書、源泉徴収票、保険・税金・生活保護関係書類などについては、マイナンバーが記載されている可能性が高いため、特に注意してください。
---	---